

遺伝性腫瘍症候群の検査等助成事業ご案内

姫路市では、遺伝性腫瘍症候群の検査を受けられた市民に対し、医療保険が適応されない遺伝学的検査費と遺伝カウンセリングの一部を助成します。

※令和7年4月1日以降に受けた遺伝学的検査と遺伝カウンセリングが対象です
※遺伝学的検査と遺伝カウンセリングをまとめて申請してください

1. 助成を受けることができる人

以下のすべてに該当する方が対象になります

- ・ 遺伝性腫瘍症候群発症者の血縁者（父、母、子、きょうだい）で、18歳以上（遺伝学的検査と遺伝カウンセリング受診時および申請時）の姫路市民
- ・ 遺伝性腫瘍症候群を発症していない人

2. 助成内容と助成額

医療保険が適応されない遺伝学的検査と遺伝カウンセリング

内容	補助率	上限額
遺伝カウンセリング2回	7/10	1万5千円
遺伝学的検査	7/10	5万円

※上限額に満たない場合は実際にかかった金額

※上限額を超えた分は自己負担

3. 申請に必要な書類

	必要書類	確認内容
①	申請書	
②	証明書（医療機関用）	遺伝学的検査をした医療機関が記入します
③	領収書・明細書	遺伝学的検査と遺伝カウンセリングの金額が確認できるもの
④	戸籍謄本	
⑤	相手方登録申出書	
⑥	振込口座の通帳、印鑑	印鑑は認印で可、スタンプ印は不可

4. 申請期限

2回目の遺伝カウンセリングの同一年度内（R8年3月31日まで）



5. 申請受付場所および問い合わせ先

姫路市保健所 予防課（保健所3階） 電話（079）289-1661